第二百四十四号

**令和三年** 

十二月六日

日

### 示

目

次

○建築基準法に基づく道路位置指定………………………………………………五八八 ○保安林の指定の予定……………………………………………………五八七 ○道路の供用開始(二件)……………………………………………………………五八七

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………………五八八 ○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出…………………………………五八八 五八九

○技能検定員等審査の実施………………………………………………五八九 公安委員会

### 告 示

## 山梨県告示第三百号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和三年十二月六日

山梨県知事 長 幸太郎

六四の二、五八六五の一から五八六五の三まで、五八六六の一、五八六七の一、字梅保安林の所在場所 西八代郡市川三郷町山保字井戸五八六三、五八六四の一、五八 平五九九九、六〇〇〇の一、六〇〇〇の二

指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

曜 え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備

月

# 山梨県告示第三百一号

所において、この告示の日から令和三年十二月二十七日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

令和三年十二月六日

二月六日		地先まで 地先まで 地先まで 地先まで	線市之蔵山梨	県道
期日開始の	(メートル)延長	区間	路線名	種 道 類 路 の

# 山梨県告示第三百二号

の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道 (身延支所を除く。) において、この告示の日から令和三年十二月二十七日まで一般

令和三年十二月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道	種道類の
郷線市川三	路線名
橋場二七九〇番二地先から西八代郡市川三郷町市川大門字	区間
二八九九	延長
	期日開始の

梨県公 報 第二百四十四号 令和三年十二月六日

Щ

Ш

# 山梨県告示第三百三号

(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

令和三年十二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太

郎

Ħ.

- 一 指定の年月日 令和三年十一月二十九日
- 一 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字西ノ神二千六百五番四
- 三 指定道路の幅員 最大四・四六メートル 最小四・〇二メートル

四 指定道路の延長 九十六・九五メートル

### 公 告

て見え、記言前で也に、2歳一年に許られ、一分)等でできてほう見い。 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年十二月六日

架県知事 長 崎 幸太郎

ス株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー

二 届出の概要

二丁目千百二十五番一外 コーナ規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮

並びに法人にあっては代表者の氏名

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社チヨダ	変更前
株式会社チヨダ	変更後

外十一者 東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号

3 変更の年月日 令和三年五月十九日外

二 届出年月日 令和三年十一月十二日

縦覧期間 この公告の日から令和四年四月六日まで

》 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年十二月六日

目十八番二号アルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁アルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和ハウスリー 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

二 届出の概要

正徳寺字若宮千二百八十七番一外 アルハドラッグ山梨正徳寺店 山梨県山梨市1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ山梨正徳寺店 山梨県山梨市

にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

変更前	変更後
大和情報サービス株式会社	大和ハウスリアルティマネジメント株式
代表取締役 伊藤光博	会社
東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二	代表取締役 伊藤光博
号	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

一 届出年月日 令和三年十一月十七日 3 変更の年月日 令和三年十月一日

三

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年四月六日まで

# ● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年十二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一丁目二番三号 スト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉 東京都港区芝浦スト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉 東京都港区芝浦一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三井住友トラ

### 二 届出の概要

字原ノ前七十六番外 - 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ山梨万力店 山梨県山梨市万力

### 2 変更した事項

イナンス株式会社     イナンス株式会社	イナンス株式会社 イナンス株式会社 ニ井住友トラスト・パナソニックファ 三井住友トラスト・パナソニックファ
	(トラスト・パナソニックファ

あっては代表者の氏名 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

代表取締役   才津達郎   株式会社サンドラッグ	変更前
才津達郎	
代表取締役 貞方宏司株式会社サンドラッグ	変更後

Щ

梨

県

公

報

第二百四十四号

令和三年十二月六日

○・○・東京都府中市若松町一丁目三十八番地東京都府中市若松町一丁目三十八番地

変更の年月日 令和元年五月一日外

3

届出年月日 令和三年十一月十九日

センター(縦覧場所)山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階)山梨県県民情報)

縦覧期間 この公告の日から令和四年四月六日まで

Ŧ.

兀

### 公安委員会

# 技能検定員等審査の実施

導員審査」という。)を次のとおり実施する。
転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四

令和三年十二月六日

### 山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

能検定員審査」及び「教習指導員審査」 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、許、大型特殊自動車免許、大型自動工輪車免許、普通自動車免許、普通自動車免許、普通自動車免許、

- 二 審査日時及び場所
- 午後五時まで
  1 審査日時 令和四年一月十一日(火)から同月十四日(金)までの午前九時から
- 三 受付期間及び場所 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 1 期間 令和四年一月四日 (火) から同月七日 (金) まで
- 許課教習所指導係
  2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免

### 四 審査内容

技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

# Ŧi. 2 Щ 審査手数料 技能検定員審査 教習指導員審查 教習に関する技能及び知識

大型特殊自動車免許、 普通自動車免許 一万四千七百円 一万九千五百円 大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免

大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

- 万千五百円 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
- 教習指導員審査
- 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
- 普通自動車免許 一万千八百五十円
- 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免 九千六百五十円
- 万二千四百五十円 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

### 六 その他

- 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課 (電話○五五-二八五-○五三三(内線五九二))に問い合わせること。
- るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

は教習指導員資格者証を提示すること。 する者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようと

請すること。 なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申